

母子生活支援施設における発達障害児等の支援に関する調査研究(概要版)

0. 研究体制

主任研究者：兜森 和夫(社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会/副会長、白百合ホーム/施設長)
分担研究者：大塩 孝江(倉明園/施設長)
研究協力者：湯澤 直美(立教大学コミュニティ福祉学部/准教授)
研究協力者：菅田 賢治(仙台市社会事業協会/事務局長)
研究協力者：渋谷 行成(新宿区立かしわヴィレッジ/施設長)

1. 研究目的

母子生活支援施設は、母子世帯における子ども・母親の福祉の実現を担う施設として、児童福祉法制定時の考え方をもとに、児童福祉法に位置づけられている。

母子に対する支援においては、母子指導員、少年指導員を配置し、母親、子ども各々への個別的な支援、さらに母子関係の調整等、関係性に着目した支援を行ってきたところであり、できる限り母子分離を避け、母子がともに地域での自立した生活をおくることを目標としている。

一方、近年、DV被害による母子の入所の増加や、精神障害等のある母親、発達障害のある子ども等、母子ともに困難な課題のある利用者の入所が増加しており、施設には適切な対応をしていくうえで高い専門性が求められているが、施設の設備、人員体制等がこうした利用者像の変化に十分対応していないため、現場はさまざまな困難に直面している。

本調査研究は、こうした発達障害等の困難な課題をもつ母と子への支援の現状と課題を明らかにするとともに、利用者像の変化に対応した母子生活支援施設の今後の方向等を考察することを目的に実施した。

この考察をもとにして、各母子生活支援施設における機能強化が図られることにより、発達障害等の困難な課題をもつ母子をより多く受け入れるとともに、適切な支援の確保によって母子が互いに支えあいながら地域で生活を送ることにつないでいくことが期待されるものである。

2. 研究方法

全国の母子生活支援施設を対象とし2種類のアンケート調査を実施し、統合失調症や発達障害、虐待・DV等、困難な課題のある母親と子どもへの援助、支援を行ううえでの方策(専門性、人員体制、社会資源とのネットワーク等)や、それへの対応策の工夫などを数量的に、さらに自由記述により質的に具体的な事象を把握した。

さらに、アンケート調査を補完するために、5施設を対象としてヒアリング調査を実施し、支援内容をより詳しく把握し、事例のかたちでとりまとめた。

3. 結果と考察

- (1) アンケート調査
アンケート調査の種類

ア「母子生活支援施設における利用者支援の現況調査(1)」(以下、「B調査」)

調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> 全施設を対象に入所世帯の入所前・後の概況について調査した。 母子生活支援施設利用者の全国的な概況を明らかにするとともに、これをA調査とクロスさせ調査の精度を高めた。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 全国の母子生活支援施設274か所(A調査対象施設を含む)
調査票	<ul style="list-style-type: none"> 調査票Bのみ

イ「母子生活支援施設における利用者支援の現況調査(2)」(以下、「A調査」)

調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況、入所後の虐待の有無と支援状況、心身障害がある利用者の有無と支援状況などの詳細について調査した。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 全国の母子生活支援施設のうち、心理療法担当職員、被虐待児個別対応職員、特別生活指導費加算による職員を配置している施設122か所(平成18年度全国母子生活支援施設実態調査による)
調査票	<ul style="list-style-type: none"> 調査票Aおよび調査票B

配布数・回収数・回収率・回収数内訳

A調査、B調査とも回収率90%以上である。

	配布数	回収数	回収率	回収数内訳		
				集計施設数	個票数	個票数の割合
A調査	122施設	110施設	90.2%	110施設	2,219人	60.1%
B調査	152施設	141施設	92.8%	139施設	1,473人	39.9%
全体	274施設	251施設	91.6%	249施設	3,692人	100.0%

アンケート調査結果の概要と考察

ア DV被害を受けた利用者の現状と支援、課題

(現状) DV被害経験のある世帯は、入所世帯の約半数を占めるという結果が示されており、DV被害者の受け入れ施設として母子生活支援施設の役割は重要なものとなっていることが改めて確認された。

また、DV被害により入所した世帯の子どものうち、入所前に虐待を受けていた子どもの数は4割強にも及んでいるという結果であった。DVの目撃を心理的虐待に含めて把握したことからこのような数値になっていると考えられるが、虐待の被害内容は心理的虐待ばかりでなく身体的虐待も多く、複数の虐待を受けている子どもの存在も確認され、その結果、入所前の虐待等に起因して子どもの心身に何らかの影響がもたらされている。

このように、子どもにとっては、入所前から厳しい生活状況が続いていたことが推察され、母親への支援とともに、子どもへの支援は母子生活支援施設の重要な役割となっていることがわかる。

(支援) このようにDV被害による利用者が増加するなか、DV被害者を受け入れるための施設の体制においてもさまざまな工夫がなされてきていることが把握された。安全の確保は重要な課題であり、セキュリティの整備といったハード面に加えて、リスクマネジメントとしてマニュアルを作成している施設、通称名の使用や外出・裁判等

への同行などソフト面での支援も多面的に提供されている。

また、心理面での支援として、心理療法担当職員による相談やグループワークの実施、医療機関との連携などに加え、職員によるきめ細やかな声かけや受容・見守りなどの個別的関わりにより、日常的な支援が提供されている。

(課題) 加害者の追跡への対処は職員配置上、また、建物の構造上の問題に規定され、困難な面が多い。

利用者の当面の生活費の確保など、生活基盤の確立についての課題も多い。とくに、裁判が長引いた場合に児童扶養手当などの公的援助が受けられない、保護命令発令中の利用者や外出ができない利用者の場合などに、就労の確保が難しいなど。

また、解離傾向やPTSDなどのある母親には関係機関との有効なネットワークの構築による専門的な支援が必要とされていること、DVの影響によって衝動的な行動や攻撃的な言動のある利用者との関わりの難しさなどがある。母と子の関係が不調になっているケース、母親による虐待があるケースなど、母子関係上の課題にどのように関わっていくか、という点もおおきな課題となっている。

さらに、安全な退所先の確保が困難なこと、退所後の追跡への不安が解消されないこと、入所中に実施していた心理的支援が退所後には確保できないこと、など、退所後にも継続した支援体制が必要な場合に課題が残されている。

イ 子ども虐待をめぐる現状と支援、課題

(現状) 母子生活支援施設に入所後に、母親から子どもへの虐待がある(あった)世帯が約15%あり、現在「虐待行為がみられる母親」のうち、母親自身が過去に虐待や暴力を受けた体験がある割合が約6割にも及ぶことが分かった。また、母親に何らかの障がいがある(可能性を含む)場合のほうがない場合よりも虐待行為の比率が高いという結果であった。子どもの心身の状態では、「知的発達の遅れや障がい」がある子どもは被虐待児の23.4%、「身体的成長・発達の遅れや障がい」がある子どもは16.6%であり、これらのことから、虐待行為の背後には、母親自身の心の傷やトラウマや、母親自身のなんらかの心身の障害があることが把握され、さらに子ども自身の発達の遅れなどが遠因になっていることも推察された。

このような結果から、虐待は単に母親個人の責任に帰することのできない問題であり、母と子のおかれている困難が複層的に絡み合っている現実を丹念に読み取って、受けとめていく必要があるといえる。さらに、母子世帯であることによる生活困難の増大やストレスなども、母親の心理状態に負荷を与えているであろうこともふまえることが必要である。

(支援) 虐待がみられる世帯への支援においては、母親のストレスの緩和のための保育の提供やレスパイトの支援、積極的な居室訪問や子育ての講演会の実施、「nobody's perfect program=完璧な親なんていない」子育て支援プログラムの実施、養育支援グループワークの実施など、さまざまな方法を駆使した支援が実施されていることが把握された。さらに、母子生活支援施設だからこそできる支援としての大きな特徴は、速やかな、かつ緩やかな、危機対応ができるという点である。すなわち、「危険性が高い場合、夜間保育や宿泊保育を実施する」「母親のクールダウン、泣き声が続くとすぐ様子を見に行く」など、母子生活支援施設内で一時的に母親と子どもの距離をおくような介入をし、クールダウン、経過を見守るなどの試行ができるのは、まさに生活型施設ならではの関わりである。

(課題) 親子がともに暮らす母子生活支援施設だからこそその難しさもある。被虐待体験のある母親は愛着形成がより困難であったり、精神疾患のある母親が医療機関の受診を拒むなど職員の働きかけを拒否している場合や、強い攻撃性を持っている場合など、対応が難しい場合があり、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の積極的な活用や、関連機関のネットワークによる支援体制の構築が求められている。また、夜間に

問題が生じた場合に十分対応できる体制になっていないという課題もある。

ウ 心身に障がいのある利用者の現状と支援、課題

(現状) 心身に障がいのある利用者の現状をおさえるために、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を取得しているケースに加えて、取得の可能性があると思われるケース、その他の障がいのある(あるいはその可能性がある)ケースについて把握している。

その結果、そのような障がい(あるいはその可能性)に該当する母親は全体の16.4%、子どもは14.4%という結果であった。また、何らかの障がいのある母親のうち34.3%が子どもにも何らかの障がいがあり、これは母子生活支援施設利用者全体の5.6%に該当するという結果であった。これまでの全国母子生活支援施設実態調査の結果に加え、今回のこのような調査結果をふまえると、母子生活支援施設において、心身になんらかの障がいのある、あるいはその可能性のある世帯の利用は恒常的に一定数存在しているといえる。

このように、母子家庭であることに起因する生活困難に加えて、障がいをもつ子どもを養育するうえでの困難など、重層的な課題を抱えながら母子生活支援施設を必要としている世帯の状況が浮かびあがっている。

(支援)「家計管理・洗濯や衣類管理、清掃、食事作りや栄養管理、買い物、配布物の読み合わせや記入の支援」など、母親自身が家庭生活を営んでいくうえでの日常生活支援に加え、「母親自身の通院付き添い、薬の管理や服薬状況の確認」などの健康管理に関する支援、「保育所や学校・関係機関との連携・調整」といった子育てに関する支援、「子どもの登下校・登降園の準備や付き添い、子どもの通院の付き添い、子どもの薬の管理・服薬状況の把握」などの子育てに関する支援など、幅広い支援が提供されている。

(課題) このような支援の現状は、職員の業務量としても大きな比重を占めるものである。障がいのある利用者に対しては、とりわけ「個別支援」が求められるため、「職員の配置不足」が指摘されている。「夜間の職員配置不足」もあり、これは、職員の勤務ローテーションの問題だけではなく、全体として職員配置が少ないことに原因があるとみべきである。

さらに、障がいによっては「退所の目処が立たない」「退所に向けての支援が困難」という指摘もみられ、退所後の生活を支える地域における社会資源が乏しい現状があることが浮き彫りにされている。これは、母子生活支援施設のみならず、広く児童福祉・障害福祉・地域福祉など横断的な連携のなかで検討されることが望まれる。

エ 職員体制の現状と課題

今回の調査では、「心理療法担当職員」「非虐待児個別対応職員」「特別生活指導費加算による職員」の配置状況と職務内容について把握した。

「心理療法担当職員」を1人以上配置している施設は65施設、「被虐待児個別対応職員」は77施設、「特別生活指導費加算による職員」は65施設であり、地方自治体の財政的課題や理解不足からこれらの職員加算措置が進んでいないという現実が生じている。これらの職員の配置がより促進されていくためにも、現在配置している施設での支援方法や効果などを共有していくことが求められる。

オ 職員に対するサポート体制の現状と課題

今回調査では、職員の配置状況とともに、利用者支援を担う職員がどのような状況に置かれているのか、職員に対するサポート体制はどのような現状にあるのかを把握するため「離職・バーンアウト」について質問を設けた。

(職員のバーンアウト) A調査票回答施設110施設のうち、過去3年間に退職者がいた

施設は7割、そのうちバーンアウトによる退職者がいる施設は29.9%と約3割を占めた。実数では、過去3年間の退職者数は199名、そのうちバーンアウトで退職した職員は40名で約5人に1人の割合となっている。バーンアウトの背景をみると、「心身の疾患など利用者の課題への対応の困難」をあげた施設が半数を上回り、そのほかにも職員の年齢、支援の力量や専門性のほかさまざまな要因があげられていた。

このような結果をふまえると、バーンアウトに至った人数は氷山の一角であり、職員をサポートする体制を整備していくことが求められている。

職員の勤務年数をみると、母子指導員は平均7.9年、少年指導員は5年、保育士は3.9年などとなっており、10年を超えた職員もいる一方、3年以下の職員もこれら3職種で4割から6割弱を占めている。このような比較的勤務年数の短い職員をいかにサポートできるのか、という点は喫緊の課題となっている。

(バーンアウトを予防・軽減する方策)施設内でバーンアウトを予防・軽減する方策をとっている施設は44.5%と半数に満たない状況であり、その必要性を感じていながらも方策を講じられていない状況があることが把握された。各施設での職員間の連携や話しやすい職場集団の形成など日常的に工夫できることに加え、スーパーバイザーの設置やスーパービジョン体制の構築、また、施設を超えた研修の重要性があらためて確認された。さらに、業務量の増加にもかかわらず職員の配置には限界があるという厳しい現状もあり、改善が求められる。

母子生活支援施設の職員配置基準については、本調査で把握されたような利用者の重層的な課題を踏まえて、さらなる改善が求められる。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査の目的

ヒアリング調査の目的の第一は、数量的把握が中心となるアンケート調査の結果について、さらに深めた検討を行うことにある。第二は、支援の実際についてプロセスをふまえて把握することによって、母子生活支援施設の機能と今後の課題を検討することにある。

ヒアリング調査の対象

A調査において、事例提供にご協力いただける旨、回答のあった施設の中から、調査時点でなんらかの障がいをもつ子どもとその母親を受け入れている施設に対し、ヒアリングを依頼した。また、地域に偏りがでないよう、大都市圏・地方都市などの地域性も考慮した。その結果、2008年2月に、5施設に対してヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の方法と記載内容

の調査内容項目を事前送付したうえで、調査研究委員会委員が訪問し、聞き取り調査を行った。

本報告書における記載においては、守秘義務を遵守する立場から、個別の施設名は公表せず、さらに個別ケースについては匿名化するとともに、趣旨を損ねない範囲で加工を加えた。

ヒアリング調査内容(項目)

調査票による確認

1. 施設の概要 2. 職員配置 3. 利用者(母親・子ども)の概況

個別ケースの聞き取り

【利用者の概況】

1. 入所時の状況

家族構成(他の家族の障がいの有無等)

入所時の状況(入所理由、アセスメント等)

入所時に障がいが発見していた場合、受け入れについて検討したこと

入所後に障がいが発見される状況であった場合の対応

2. 子どもの状況

障がいの状況 学習面 情緒面 友人関係

日常生活行動上の課題

3. 母親の状況

障がい等のある子どもを養育するうえにあたっての母親の困難

- ・子どもの障がいの受容過程
- ・就労と養育の両立など生活維持にあたっての課題
- ・複数の兄弟がいる場合などの養育状況
- ・母親を支える親族などのネットワークの現状

職員の支援過程

【その後の経緯】

4. どのような機関、どのような職種とつながっているか

5. 保育所や学校との関係

保育所や学校における子どもの状況(含む:社会的理解)

保育士や教員の対応の実際、要望

6. 児童相談所・医療機関との関係(利用者・職員の要望を含む)

7. 障がいのある子どもの発育状況、発達状況に応じた支援を進めるために、子どもの状況を総合的に把握し、スーパーバイズできる人や仕組みがあるか。

8. どの職種の職員が中心に関わっているのか

9. 特別な対応が必要であるか(その内容)

10. 入所後の経緯の中で、努力していること

11. 入所後の経緯の中で、うまくいっていること

12. 努力しているがうまくいかないこと・うまくいかない理由

13. 施設の構造上・職員配置・資金・制度上など、努力しても効果があがらない点

* 親子の関係性に対してどのように働きかけてきたか。その結果、親子の関係性がどのように変化してきたか。それは親にとってどうなのか。子どもにとってどうなのか。

【施設として】

14. 障がいのある母子を受け入れるために今後必要だと思われること(設備面・人的要因・資金的要因・制度的要因など)

ヒアリング調査結果の概要と考察

ア 利用者の抱える重層的な課題

母子生活支援施設においては、なんらかの障がいのある母親や子どもを受け入れ、支援を提供している。そのような支援の経過では、母親や子どもの抱える困難が、障がいという事象だけに限定されない、重層的な困難として表出していることが往々にして把

握されることがある。

今回のヒアリングにおいても、母子ともに障がいのある世帯でドメスティック・バイオレンス被害に遭遇しているケースや、入所理由がDVであったが入所後に母親や子どもに障がいやそのようにかがえると確認されているケース、DVが原因となって精神障害に結びついているケースなど、複合的な困難に直面している利用者の姿が確認された。そのような意味では、DVによる緊急避難や一時保護の受け入れ過程においても、DV被害に関するケアはもちろんのこと、当事者が直面している困難状況を総合的にアセスメントする視点が求められている。

事例のなかには、母親自身が子ども期の成育過程において不適切な養育環境におかれてきたことによって、子どもへのかかわりに影響もたらされているケースもみられた。このような場合、「障害児の母親」としての役割や責任のみに周囲の支援者が視点をおいてしまうと、親子関係の調整が空回りしてしまうことになりやすい。

「障がい」という枠でひとくくりにしない視点を見出し、ひとりひとりの当事者の個別の現実に焦点をあてた支援が求められているといえる。

イ ネットワークの形成

ヒアリングの各事例からは、関係機関とのネットワークが有効に機能していることが把握された。母子生活支援施設の職員において、ネットワークを構築する視点の重要性が認識されていることによって、ある意味では、母子生活支援施設の利用が当事者にとってのネットワーク形成の始点となり、退所後の暮らしを見通したつながりの形成がめざされているといえるだろう。

一方では、より高度な支援や危機介入が求められるような利用ニーズが高まっていることから、現行の職員配置基準が十分でないなかでは一つの施設だけでの対応ではおのずと限界がある、という現実もある。そのため、母子生活支援施設においては、多様なニーズを抱える親子のファミリーサポートの拠点として、地域におけるコーディネート機能を充実させていく役割がより一層重要となっているといえる。

そのようなネットワークの構築にあたっては、プロセスが重要であることもヒアリングからは把握された。そのひとつは、入所前・入所時点でのネットワークの形成である。ある事例では、入所前のカンファレンスの実施や、福祉事務所をはじめとしてご本人も含めた入所時の話し合いの場がもたれていることが報告されている。

次の段階は入所中のネットワークの形成であるが、各事例からはさまざまな方法があることが伝わってきた。たとえば、当事者が活用できる社会資源を豊富化する、という観点から「制度の利用支援」を促進することによって、ネットワークが構築されている例である。週2回のガイドヘルパーの活用、児童養護施設や障害児施設のショートステイの活用などは、参考になるものである。施設を拠点として地域のなかに当事者が支えられる場所を増やしていくことによって、母親や子どもの人間関係の広がりばかりでなく、地域や社会が安心なところである、という社会への信頼感の醸成にもつながっていくであろう。

さらに、利用者の退所後を見通したネットワークの構築、という視点の必要性も事例から確認された。退所にあたって、退所後の支援をどうしていけるかについて連携会議をもっているという事例も報告されている。母子生活支援施設のアフターケア機能も、関係機関とのネットワークのなかで、より有効に地域性を活用しながら機能していくことが求められているといえるだろう。

さらに、以上のようなフォーマルなネットワークに加え、インフォーマルなネットワークの形成の必要性も事例から確認できる。アンケート調査においても、生育過程のなかで親族の繋がりが途絶えてしまっている＝親族に支援を受けることができない状況に置かれている世帯の多さが明らかとなっている。施設職員という第三者が介在することによって、親族関係の調整も促進される側面がある。

しかしながら、親族との関係調整は時間と労力においてもかかること、また親族自身

も生活困窮などの課題のただなかに置かれていることも少なくないことから、母子生活支援施設においてもファミリーソーシャルワーカーの配置があると、より支援が豊富化されると思われる。

ウ 生活型施設だからこそできること

居室の清掃や食事・入浴介助などの生活づくり、登下校をはじめとする生活リズムの形成などの支援は、生活の場にいるからこそ即応性をもって対応できる支援となっている。また、母子生活支援施設という環境が虐待の防止という機能を果たしえることも報告されている。とくに、子どもの障がいにとまなう衝動的な子どもの言動、養育のストレス、障がいを受容することの困難、母親自身の障がいにより子どもの障がいを理解できない現状など、さまざまな要因から母親と子どもの関係が不安定化することがある。職員が生活の場にいるからこそ、虐待のサインを察知でき、介入のタイミングをはからうことができるのは、生活型施設である母子生活支援施設の利点であるといえる。

一方で、親子がともにいるなかでの支援の難しさも指摘できる。子どもに必要な支援を提供しようとしても親がそれを拒む場合、親が子どもを抱え込んでしまっただけで居室に入り込めない場合など、子どもだけの入所施設とは異なる母子生活支援施設ならではの困難があることも事実である。

そのような意味では、子どもが乳幼児の場合には、施設内保育の機能を活用して親子関係に介入していくこともひとつの方法となる。ある事例では、施設内保育において授乳、衛生管理、調理、基本的な生活習慣などの支援を母子に提供していたが、施設内保育は通常の保育所にはない親子への関わり方を実現することを可能にするといえるだろう。

エ 子どもへの支援・母親への支援・親子関係への支援

各事例からは、親子関係への支援に加えて、子ども・母親がそれぞれに抱える困難や成長へのステップなどについて、「子どもへの支援」「母親への支援」それぞれに創意工夫がなされていることがわかる。

子どもについては、個別対応を丁寧に、かつ日常的に提供するとともに、子ども集団のなかで自己肯定感や自信を回復・醸成していくような関わりや、スモールステップ化を意識した小さな成功体験の実感など、さまざまな工夫が報告されている。

4 . 結論（課題・提言等）

母子生活支援施設は、児童福祉法に位置づけられる施設として、母親と子どもという親子を単位のファミリーソーシャルワークの実践を展開している。日本において親子単位、家族単位での支援を提供する生活型施設は少なく、児童福祉施設のなかでも母子生活支援施設は、この特性をもって支援方法を蓄積してきているといえる。

一方、近年、DV被害による母子の入所や、精神疾患や心身に障がいのある母親と子どもなど、困難な生活問題に直面している母子の利用が増加している。そのようななか、現場ではさまざまな課題に直面するとともに、支援のあり方の共有化と質的な向上が求められている。

今回の調査研究では、そのような母子生活支援施設における現代的变化をふまえ、利用者像の変化に対応した母子生活支援施設の役割・機能の現状と課題を明らかにし、今後の方向性を検討していくことを念頭におき、調査計画を立案した。とりわけ、発達障害等、近年の子どもを取り巻く困難な課題に焦点をあて、利用者の現状と支援内容を把握し、母子生活支援施設の機能強化の方向性を探ることを目的とした。

その結果、アンケート調査とヒアリング調査を通じて、母子生活支援施設においては、困難な問題をかかえた母と子の利用が増加していること、さらにそうした母と子に対して、それぞれに対する個別的な支援、さらに母と子の関係調整など、多様な援助・支援が展開されていることが鮮明になったといえる。

各母子生活支援施設においては、このような多様な援助・支援が蓄積されているわけだが、全国レベルで共有する手段をもっていない。今後は、このような実践を集積し、その経験則

を支援体系として整理し、共有化を図っていくことが課題であるといえる。また、そのような取り組みを通して、障がいのある者に対する社会の偏見や差別を克服していくことも、母子生活支援施設の重要な役割である。

さらに、このような多様な援助・支援を展開している母子生活支援施設の現場から、随所で、障がいの程度や障がいのある利用者数に合わせた職員配置について、要望が出されたことにふれておきたい。母親に障がいのある場合、子どもに障がいがある場合、あるいは母子ともに障がいのある場合などに、親子がともに生活しながら支援を受けることができる施設は、社会福祉の体系のなかでも限られており、母子生活支援施設における支援は、社会福祉全体においても先駆的な実践として意味をもつものである。

また、格差社会や貧困問題が深刻化している現代社会、DV・暴力被害が幅広い年代層に拡大している現代社会にあっては、重層的な生活課題をおって支援を必要とする人々が増加することが予想される。そのような点からも、母子生活支援施設の位置づけは重要なものとなっており、母子生活支援施設におけるマンパワーの質・量の確保は現代的な要請である。